


## ⑥子育てを支えるサービス・支援制度

### ●家事・育児支援サービス

ママの体調が悪いとき、講座への参加や買い物などでママがおでかけしたい時など、お子さんのお世話を少し手伝って欲しいと思ったら、こんなサービスがあります。いざ困った時のために事前登録しておくのがおすすめです。無理をしないで気軽に問合せしてみてくださいね。

#### 1) 川崎市産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

母親が出産前後で体調不良などのため、家事、育児を行うことが困難なご家庭に認定事業者からヘルパーを派遣し、育児や家事などのお手伝いをします。

派遣対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の産前から出産後6か月以内の母親で、体調不良等のために家事、育児を行うことが困難であり、かつ家事、育児を行なう人が他にいない方。</li> <li>・産前に医師の所見などで安静を指示されている妊婦の方。</li> </ul>
派遣時間・回数	8:00~19:00 1回2時間以内、1日2回まで 延べ20回まで(多胎の場合は延べ60回まで)
利用申込み	開始希望日の7日前までに、直接認定事業者にお申し込みください。
認定事業者	<p>NPO 法人ワーカーズコレクティブたすけあいまりん 住所：川崎区渡田1-5-3 徳永荘201 TEL 044-328-6669</p> <p>(株) mai・chai・mai (マイ・チャイ・マイ) 住所：中原区下沼部1774 エスポワール21-1階 TEL 044-431-3296</p> <p>株式会社 ポピンズファミリーケア 住所：東京都渋谷区広尾5-6-6 TEL 03-3447-2292</p> <p>株式会社 湘南コンシェル 住所：横浜市西区北幸1-11-1 水信ビル7階 TEL 0800-888-3270</p> <p>ドゥーラ協会認定 ドゥーラかわさき 住所：中原区丸子通2-444-6 (お申込みは市ホームページから)</p> <p>育児に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授乳</li> <li>・おむつ交換</li> <li>・沐浴介助</li> <li>・適切な育児環境の整備</li> <li>・保育園等への送迎(mai・chai・mai、ドゥーラかわさき、ポピンズファミリーケア)</li> <li>※保育園等への送迎は派遣対象となる子どもの兄、姉に限ります。</li> <li>・その他必要な育児援助</li> </ul> <p>家事に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食いの準備及び後片付け</li> <li>・衣類の洗濯、補修</li> <li>・居室等の清掃、整理整頓</li> <li>・生活必需品の買い物</li> <li>・関係機関との連絡</li> <li>・その他必要な家事援助(大掃除等日常の家事の範囲を超えたものは行えません。)</li> </ul> <div style="text-align: right;">               市ホームページ         </div>
料 金	1,650円~2,050円(1回2時間以内の料金)。 事務所ごとに異なりますので直接お問合せください。

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 TEL 044-200-2450

## 2) ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれ子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互による育児援助活動を行います。

実施施設	夜間保育所「あいいく」内 ふれあい子育てサポートセンター・あいいく 住所：川崎市本町1-1-1 TEL 044-222-7555
会員になるためには	市内に在住し、次の要件を満たす方ならどなたでも会員になれます。 ○子育てヘルパー会員 心身ともに健康で、援助活動に熱意と理解を有する20歳以上の方（センターが実施する研修を受けていただきます。） ○利用会員 生後4か月以上小学6年生までの児童を養育している方 ※両方の会員にもなれます。
利用料金	月～金曜日 8:00～18:00 700円／1時間 土・日曜日、祝休日、年末年始、上記の時間帯以外 900円／1時間 ※曜日や時間帯などにより、1時間700円または900円の料金が必要です。 利用会員が子育てヘルパー会員に直接支払います。また、利用会員は、年額1,200円の保険料が必要です。

### ☆援助活動の内容☆

- ①冠婚葬祭、学校行事、通院、買い物などによる、一時的なお子さんのお預かり
- ②保育園、幼稚園、わくわくプラザなどへの送迎

## 3) 保育園での一時預かり

お子さんを一時的に預かって欲しいときに、一時保育を実施している保育園があります。保育内容、保育時間、料金、手続きについては各園でそれぞれ異なりますので直接お問合せください。

### ☆預ける前に

短時間であってもお子さんを預けるには預け先の相手との打合せが必要です。普段の子どもの健康状態や、アレルギーの有無などを知らせるためにも、登録を兼ねて見学しておく安心です。

### ☆登録しよう

利用する前には、事前登録をしましょう。（一部施設では、登録料が必要となります）事前登録は子どもの健康状態など細かな情報を預かる人に事前知ってもらうためにも必要なものです。

## 4) 民間の家事・育児サービス

### ◆ベビーシッター

自宅まで出向いて、保育をしてくれます。近くのベビーシッター会社を知りたいときには、全国保育サービス協会にお問合せください。

（公社）全国保育サービス協会 TEL 03-5363-7455

URL : <http://www.acsa.jp>

## 5) (公財) シルバー会員による子育て支援サービス

(公財) 川崎市シルバー人材センターに登録している健康で働く意欲のある 60 歳以上の会員による子育て支援サービスです。

サービス内容	(1) 通院、講座への参加、買い物等の外出の際の預かり (2) 保育園、幼稚園、小学校などへ徒歩または公共交通機関利用での送迎 (3) 保護者の出産や病気時の預かり ※宿泊を伴う預かりやお子さんが病気の時には利用できません。
対象	3歳から小学校6年生まで
預かり場所	お子さんの自宅
時間帯	8:00 ~ 19:00
利用料金	①+②+③=利用料 ①配分金 (会員への報酬) 送迎: 送り、迎え、1回 1,300円ずつ (1時間以内) 預かり: (a) 2時間以上 (1時間あたり) 1,100円 (b) 1時間半以内 (1回あたり) 1,650円 ②事務費: 配分金×10% ③交通費: 実費 ※2人同時の送迎・預かりは5割増し。

【問合せ】(公財) 川崎市シルバー人材センター南部事務所 TEL 044-222-1550

### 注意事項

お子様預かりの際は、家事援助サービス (掃除・洗濯・調理等) をお受けすることはできません。  
ただし、あらかじめ準備してあるお食事を温めて出す程度であれば可能です。

## 6) ショートステイ事業・デイスティ事業

保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、ご家庭で一時的にお子さんの育児が困難な場合に、原則7日以内でお子さんをお預かりします。  
詳細は、各施設までお問合せください。

事業名	施設名	所在地	利用定員	利用できる方	利用料金	電話番号 FAX番号
ショートステイ (宿泊)	しゃんぐりら こども家庭支援 センター (しゃんぐりら ベビーホーム)	幸区東小倉 6-1	2人	市内在住の 0~1歳児	1日4,300円 ※減免あり	044-520-3608 044-520-3607
ショートステイ・デイスティ (宿泊・日中利用)	あいせん児童家庭 支援センター (すまいる)	川崎区浜町 2-22-16	10人	市内在住の 2歳~ 中学生未満	1日2,350円 ※減免あり	044-201-4772 044-201-4773

## 7)産後ケア

「授乳がうまくいかない」「赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない」「お産と育児の疲れから体調がよくない」など、出産後、育児などの支援が必要な方を対象に、助産師がケアを行っています。

サービス内容	授乳や沐浴の相談、乳房トラブルのケア、育児の相談・支援、ママのケアなど
対象	市内在住生後4 か月未満の乳児と母親（医療行為の必要な方は要相談）
利用料金	宿泊型： <del>1日7,500円（1泊2日15,000円）</del> 訪問型： <del>1回5,000円（1回90分）</del> 日帰り型： <del>1回4,000円（1回90分）</del> ※生活保護世帯は利用料金免除、市民税非課税世帯は半額になります。
利用日数	1家庭につき通算7日以内 ※多胎児の場合は、お子様1人につき通算して7日以内の利用となります。 （例：双胎の場合、14日以内の利用）
利用相談・申込	<del>川崎市助産師会 産後ケア事業部 044-819-4635</del> <del>月～金10:00～16:00（祝日・年末年始除く）</del>

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 TEL 044-200-2450

**利用料金、利用相談・申込方法が変更になりました。  
詳細はHP をご確認ください。**



元気なママ・パパでいるために、  
子育てはがんばりすぎず、周囲の  
力をうまく借りましょう



## ●医療費助成制度等

制度名	説明	窓口（問合せ）	電話
小児医療費助成制度	通院・入院にかかる保険医療費の自己負担額（食事療養費標準負担額を除く）を助成します。 ○0歳～小学校3年生：入院、通院（診療等・調剤）全額助成 ○小学校4年生～中学校3年生：入院、通院（調剤）全額助成 通院（病院での診療等）は、1回あたり500円までの窓口負担あり ○市民税所得割税非課税世帯は負担なし	区役所保険年金課 後期・介護・医療費 助成担当	044-201-3277
		大師支所区民センター 保険年金担当	044-271-0159
		田島支所区民センター 保険年金担当	044-322-1987
重度障害者医療費助成制度	重度の障がいのある方に対して保険医療費の自己負担額を助成	田島支所区民センター 保険年金担当	044-322-1987
小児ぜん息患者医療費支給制度	川崎市内に引き続き1年以上（3歳未満は6か月以上）在住で、20歳未満の小児ぜん息にかかっているお子さんに対する医療費助成 ※令和6年3月末をもって廃止となります。経過措置期間がありますので、詳細はお問い合わせください。	区役所地域ケア推進課	044-201-3228
		大師地区健康福祉 ステーション 児童家庭サービス担当	044-271-0150
		田島地区健康福祉 ステーション 児童家庭サービス担当	044-322-1999
小児慢性特定疾病医療費助成制度	特定疾病に対する医療費助成（原則18歳未満）医療費の一部負担あり	区役所児童家庭課	044-201-3219
養育医療費給付制度	未熟児で生まれたお子さん、または、指定医療機関の医師が必要と認めたお子さんへの医療費助成（1歳未満で入院養育のみ）		
自立支援医療（育成医療）	生まれつき、あるいは病気などで身体に障がいのある18歳未満のお子さんが指定された医療機関で身体障がいの除去、軽減を行う手術などの治療を行う場合の医療費を給付。（医療費の一部負担あり）また、保険が適用される治療用補装具の費用の一部を支給		